

## 第1章 災害予防

ここに記されていない事項は、「第1編 一般対策編」－「第2章 災害予防」に準ずる。

### 第1節 基本方針

#### 1 目的

本対策は、県外の原子力施設において事故が発生した際に備え、県が関係機関等と連携して実施すべき予防対策、応急対策及び復旧対策について記載するとともに、村にとって必要な事項を定め、村民の不安を解消することを目的とする。

#### 2 原子力施設事故災害対策において尊重すべき指針

県外の原子力施設事故災害対策においての専門的・技術的事項については、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針を十分に尊重するものとし、必要に応じて、随時本対策を見直すものとする。

### 第2節 情報の収集・連絡体制等の整備

担 当
総務課、県

県は、県外に立地する原子力施設の事故に対して万全を期すため、国、市町村、原子力施設が立地する都道府県及び原子力事業者等との連絡体制を整備する。

村（総務課）は、県と情報の収集・連絡体制の一層の整備・充実を図る。

### 第3節 環境放射線モニタリングの実施

項目	担当
1 環境放射線モニタリングへの協力	総務課、住民生活課、県
2 モニタリング機器等の整備・維持	総務課、住民生活課、県

#### 1 環境放射線モニタリングへの協力

県は、県外原子力施設事故発生時における環境評価に用いるための比較データを収集・蓄積するため、平常時の県内における環境放射線モニタリングを実施している。

村（総務課、住民生活課）は、環境放射線モニタリングへ協力するとともに、村内の空間線量を測定し、村民へ情報提供を行う。

#### 2 モニタリング機器等の整備・維持

県が、可搬型測定機器等の環境放射線モニタリング機器等を整備・維持することを踏まえ、村（総務課、住民生活課）も補完するデータを取得するなど、新たに機器等の整備を検討する。